

象となる方のうち、課税状況や障がい者手帳の内容などが確認できた方

郵送できない方

・課税状況などの情報が確認できない方
↓
お手数ですが、該当の可能性がある方は町民課までご相談ください。

対象となる方(所得制限あり)

・身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方
・療育手帳に「特別医療」の対象と記載されている方

・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※前年度は対象とならなかった方でも、所得などの状況により該当となる場合があります。気になる方はお気軽にご相談ください。

問い合わせ／町民課 ☎760211

農地に家や施設を建てるときは「農地転用の許可」が必要です

「ご自分の農地に住宅や墓地などを建てる場合でも、農地転用の許可が必要です。農業委員会を通じて、県知事の許可を受ける手続きが必要になりますのでご注意ください。」

【農地転用とは?】

農地を、宅地・墓地・駐車場・資材置き場・太陽光発電施設など、農地以外の用途に変えることを「農地転用」といいます。

一部を転用する場合や、一時的に砂利採取・残土置場などに使う場合も含まれます。

すべての農地が対象です

農地転用は、すべての農地が対象です。ただし、圃場整備された農地やまとまった農地など、内容によっては許可できない場合もあります。

許可を受けない転用は違反です

許可を受けずに農地を転用したり、許可された内容と違う形で使った場合は、農地法違反となります。

その場合は、工事の中止や元の状態に戻す命令、罰則などが課される場合があります。

申請には準備が必要です

・転用申請には、申請書のほかにさまざまな書類の添付が必要です。
また、申請から許可が出るまで数ヶ月かかる場合があります。
・農業振興地域内の農地などは、別の手続きも必要になることがあります。
・時間に余裕をもつて、早めに農業委員会事務局へご相談ください。
・申請書の締切りは毎月20日です。

【ご注意ください】

農地に2アール未満の農業用施設(ビニールハウスなど)を建てる場合も、事前の手続きが必要です。
詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

問い合わせ／農業委員会事務局 ☎760207

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

令和7年度分の申請は7月から受付開始です!

「所得が少ない」「仕事を失ったなどの理由で、国民年金保険料の納付が難しい方には、保険料の免除(全額・一部)や納付猶予の制度があります。」

保険料免除制度(全額・一部)

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、一定額以下の場合に申請できます。
※一部免除の方は、減額された保険料を納めないと未納扱いになりますのでご注意ください。

【納付猶予制度】

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に申請できます。
※いずれの制度も、「失業」などを理由とした特例制度があります。

保険料を未納のままにしていると...

将来、老齢基礎年金が受け取れない場合や、不慮の事故や病気で障がいが残った場合の障害基礎年金、また万が一の際の遺族基礎年金が受け取れない可能性があります。

●申請は、過去2年分までさかのぼって可能です(申請月の2年1か月前分まで)。申請漏れがある方は、早めにご相談ください。

申請は毎年必要です

ただし、全額免除や納付猶予の承認を受けていて「継続審査を希望」された方は、新年度の申請は不要です。※前年の所得により、免除が承認されない場合もあります。※失業などによる特例で免除された方は、翌年度も申請が必要です。
免除・猶予を受けた期間の保険料はあとから納めることができます

免除・猶予された期間も、年金の「受給資格期間」には含まれますが、将来の年金額は少なくなります。

将来の備えのために、できるだけ10年以内に追納(あとから納める)することをおすすめします。

申請・問い合わせ／

●日本年金機構 鳥取年金事務所 ☎0857-278311
●町民課 ☎760211



各種相談会開催

弁護士による「なんでも相談」

さまざまな問題に弁護士が無料で相談をお受けします。

日時／8月1日(金)13:30～16:30
会場／男女共同参画センター「かがやき」
受付開始日／7月1日(火)
申込み・問い合わせ／男女共同参画センター「かがやき」☎84-23691

ハローワーク 個別出張相談

ふるさとハローワーク八頭の就業支援員がお仕事の相談をお受けします。適職診断(所要時間30〜50分)も行えます。※雇用保険受給中の方には、求職活動証明書を発行します。

日時／7月11日(金)10:00〜11:30

会場／男女共同参画センター「かがやき」

問い合わせ／鳥取県ふるさとハローワーク八頭 ☎7233986

総合相談(人権・行政)

人権擁護委員、行政相談委員が無料で相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

日時／7月9日(水)

会場／中央公民館、船岡・丹比地区公民館

問い合わせ／人権推進課

☎841228

巡回行政相談

国などの行政に関する相談はありませんか。行政相談委員が無料で相談をお受けします。

日時／7月26日(土)

会場／丹比地区公民館

問い合わせ／企画課 ☎760212

司法書士による 無料法律相談会

相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務などの相談をお受けします。

日時／7月15日(火)16:00〜18:00

会場／鳥取県立図書館

※前日までに要予約

問い合わせ／鳥取県司法書士会

☎0857247024

行政書士無料相談会

相続・遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、契約などの相談をお受けします。

※事前予約制、一人30分程度

日時／7月12日(土)10:00〜14:00

会場／鳥取市立中央図書館
多目的ホール

問い合わせ／鳥取県行政書士会事務局

☎0857242744

外国人無料相談会

在留資格、仕事、国際結婚のこと、その他、ご相談をお受けします。

※日本人の相談も可、英語・中国語対応可(事前予約制・先着5人)

日時／7月9日(水)10:00〜12:00

会場／鳥取県立図書館 2階

問い合わせ／鳥取県行政書士会事務局

☎0857242744



健康福祉

ワクチンの供給不足で 接種できなかった方へ 麻しん風しん予防接種の 期間が延長されます

令和6年度の麻しん風しん予防接種第1期または第2期の対象者で、麻しん風しん混合ワクチンの供給不足により接種できなかった方を対象に、接種期間が令和9年3月31日まで延長されることになりました。

対象の方は、お手元の接種券をそのままご利用ください。

対象となる方／ワクチンの供給不足で接種できなかった方のうち、次に該当する方

●第1期：令和4年4月2日〜令和5年4月1日生まれの方

●第2期：平成30年4月2日〜平成31年4月1日生まれの方

問い合わせ／保健課 保健係
☎723566

健康講座「肝臓と生活習慣について」を開催します

病気の予防や改善に役立つ情報をお届けします。出前図書館や食事と運動習慣チェック(タッチパネル)を使った問診からアドバイス付診断結果を

確認)も実施しますので、お誘いあわせの上、ご参加ください！

日時／7月8日(火)14:00〜15:00
(受付13:40〜)

会場／郡家保健センター

講師／満田 朱理さん 千代水の森おなかと内科のクリニック

申込期限／7月7日(月)

申込み・問い合わせ／保健課

☎723566

ページD／0005314

国保人間ドックの再募集を 予定しています

8月に、人間ドックの受診希望者の再募集を予定しています。詳細は、「広報やず」8月号、町ホームページ、防災行政無線でご案内しますので、ご確認ください。

対象となる方／八頭町国民健康保険に加入しており、令和8年3月31日時点で次の年齢に該当する方

●人間ドック：36〜74歳の偶数年齢の方

●脳ドック：36〜74歳のうち、4歳刻みの年齢例：36歳、40歳、44歳…の方

※「注意ください」

がん検診や特定健診など、すでに配布済みの受診券を使った方はお申込みできません。

問い合わせ／保健課 保健係

☎723566